

会報

支え合い 互助精神を忘れずに

埼サポ

第6号

平成26年
12月1日

発行 一般社団法人 埼玉県知的障害児者生活サポート協会 理事長 長岡 均
 事務局 〒 330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-15-3 母子福祉会館内
 TEL : 048-824-9881 FAX : 048-824-9888 E-mail : saitama@ikuseikai.jp



理事長
長岡 均

さらなる飛躍を!

10月も終わりに近づき、全国各地から紅葉の便りが届いています。埼玉でも街の木々が色づき始めています。会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。日頃より当会の運営にはご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

21年前、協会の前身である「やまびこ互助会」は、埼玉県における知的に障害のある人々が、一般の保険に入れず、入院時に保護者関係者が苦難に直面している実態を受けて各県に先駆けて発足しました。基本に「互助」の精神を掲げており、その精神は今も変わることはありません。平成19年4月に設

立された当協会は8年目を迎えます。昨年10月1日には「一般社団法人埼玉県知的障害者生活サポート協会」として法人格を取得し新たなスタートとなりました。一年が経過しましたが、事業も順調に推移しており、これからもいっそうの信頼を得ていけるよう努めていきたいと考えております。

10月14日、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会 第9回関東甲信越ブロック会議が神奈川県(やまゆり知的障害児者生活サポート協会)主催のもと、メルパルク横浜において関係者58名の出席により開催されました。当協会からは、加藤事務局長・吉岡担当者と私の3名で出席してきました。例年と同様、報告事項、協議事項そして情報交換会へと進行されました。全国の加入者は、9月末現在95,901人となり、平成25年3月末より3,889人の増加となっています。全国加入者は、設立当初から目標としていた10万人にもう少しで届くところまでできました。当県におきましては、昨年度より173人の増加で6,935人となりました。全国では2番目の加入者数となっています。支部長さん達の日ごろの活動の成果として、たいへん感謝しております。今後とも当協会の安定した運営のために、ご尽力いただければ幸いです。又、生活サポート総合補償制度についての説明がありました。2016年4月の改定に間に合わせるよう、全国からの意見を考慮し全力で開発を進めているとの報告です。よりよい補償内容となることを大いに期待するところです。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の基本理念は、障害があっても生まれ育った地域で、学び、暮らすこととあります。「障害者基本法の改正」、「障害者差別禁止法の制定」等の法整備がなされ、今年2月には「障害者権利条約」が批准されました。障害福祉が一步前進したといってもいいでしょう。しかし、法律が変わっても、私達が障害者の暮らしに役立てるよう、努力していかなくてはなにもなりません。福祉「すべての人の幸せの実現のために」。

今年度より、当協会事務局体制が新しくなりスタートしています。今まで同様、埼玉県手をつなぐ育成会と埼玉県発達障害福祉協会が、車の両輪の如く歩み、当協会のさらなる飛躍を願い、あいさつとさせていただきます。

2013年度 生活サポート総合補償制度利用状況

★ 会員数 … 6,762名 (2013年度末) → 6,935名 (2014年12月現在)

★ 請求件数 … 907件 (前年比+117件)

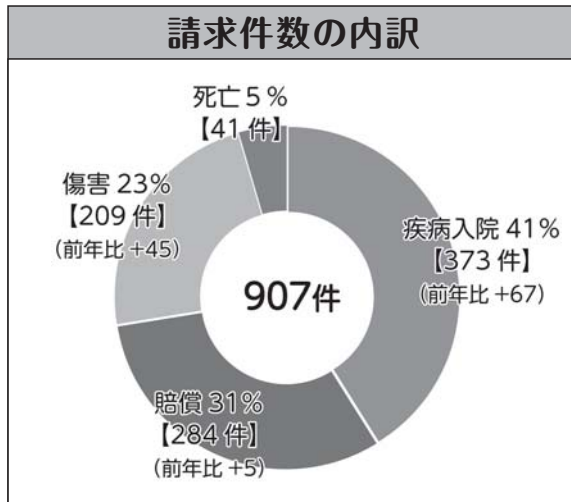
★ お支払保険金額合計…50,679,067円 (前年比-2,745,814円)



内訳 (前年比)

	件数	お支払保険金額 (円)	平均お支払額 (円)
疾病入院	373 (+67)	23,828,000 (+2,277,000)	63,882 (- 6,546)
賠償	284 (+5)	15,131,677 (- 6,289,014)	53,280 (- 23,497)
傷害	209 (+45)	7,719,390 (+1,366,200)	36,935 (- 1,804)
死亡	41 (±0)	4,000,000 (- 10,000)	97,560 (- 244)

請求件数の内訳



安定したお支払い、制度の運営のために、今後の会員増が必要です。

たくさんの方が加入することで、利用者ご本人、ご家族、施設を守っていくことに繋がります。

給付金支払例

てんかん発作で14日間入院。毎日施設の職員が付き添った。

入院給付金

《対象日数》

14日-免責3日=11日

- 付添介護保険金 8,000円×11=88,000円
 - 入院諸費用 1,000円×11=11,000円
 - 入院一時金 5,000円
- 保険金合計 104,000円

インフルエンザで1週間入院。お母さんが毎日付き添い、病室は個室。

入院給付金

《対象日数》

7日-免責3日=4日

- 付添介護保険金 8,000円×4=32,000円
 - 差額ベット費用 3,000円×4=12,000円
 - 入院諸費用 1,000円×4=4,000円
 - 入院一時金 5,000円
- 保険金合計 53,000円

トイレで転んで大腿骨を骨折し、30日間個室に入院。付添い業者を頼んだ。

入院給付金

《対象日数》

30日-免責3日=27日

- 付添介護保険金 8,000円×27=216,000円
 - 差額ベット費用 3,000円×27=81,000円
 - 入院諸費用 1,000円×27=27,000円
 - 入院一時金 5,000円
- 入院給付金合計 329,000円

腸閉塞で10日間入院。付き添いはヘルパーを頼んだ。

入院給付金

《対象日数》

10日-免責3日=7日

- 付添介護保険金 8,000円×7=56,000円
 - 入院諸費用 1,000円×7=7,000円
 - 入院一時金 5,000円
- 保険金合計 68,000円

散歩から施設に戻る途中、突然石を拾い、他人宅のガラスを割ってしまった。

個人賠償責任給付金

- ガラス本体 取り付け一式

保険金合計 87,450円



ケガ入院・手術保険金

- 入院保険金 3,000円×30=90,000円
 - ケガによる手術 30,000円
- 合計 120,000円

保険金合計 449,000円



★★★生活サポート総合補償制度Q & A★★★

Q1

県外に引っ越したらどうなるの？



こたえ



年度途中で県外に引っ越しされても、当年度はそのまま補償が受けられます。次年度以降につきましては、お引越し先にもサポート協会がある場合は、そちらで加入できます。事務局にご相談ください。

Q2

施設や親の会をやめたら補償制度の保険も脱退しなければなりませんか？



こたえ



いいえ、個人会員として引き続き補償を受けられます。掛金、補償内容も全く同じです。在宅に変わったり他の施設に移られた場合はご連絡をお願いいたします。

Q3

検査入院でも補償されますか？



こたえ



はい、検査や薬の調整、精神疾患や保護入院でも補償されます。(病気入院と同様の補償)

Q4

以前ケガをした際の請求を忘れていました。いまから請求できますか？



こたえ



請求原因の発生した日から3年間は請求することができます。3年間の起点日は保険金の種別により異なりますので、ご相談ください。

Q5

長期入院中ですが、請求してもいいでしょうか？



こたえ



入院中でも請求は可能です。病気入院の場合は、入院の4日目からが対象で年度内30日、ケガ入院は入院1日目より180日を限度にお支払しております。日数を超えた時点で請求いただくことができます。保険金請求書に領収書のコピーを添えてご請求ください。

☆☆☆補償の内容☆☆☆

【病気やケガで入院された場合】

入院の4日目から入院一時金、入院諸費用、差額ベッド費用保険金、付添介護保険金が請求の対象となります。付添介護人はご家族、ヘルパーさんなどなたでも対象となりますが、お見舞い程度では対象になりません。

【ケガが原因で通院、入院された場合】

入院1日目より入院保険金、通院保険金、手術保険金などが支払いの対象となります。ただし急激かつ偶発的な外来の事故や自然災害が原因で被ったケガが対象で、低温やけど、しもやけや肩こりは対象にはなりません。

【その他の補償】

個人賠償責任保険金、病死の場合の葬祭費用保険金がついています。

平成25年度3月末収支決算

1. 収入の部

当期収入合計 A	¥ 360,253
前期繰越収支差額 B	¥ 17,797,168
収入合計 C	¥ 18,157,421 (A + B)

2. 支出の部

当期支出合計 D	¥ 5,850,601
当期収支差額 E	¥ - 5,490,348 (A - D)
次期繰越収支差額 F	¥ 12,306,820 (B + E)

※平成25年10月1日一般社団法人化に伴い、決算の算定期間は平成25年10月1日～平成26年3月31日です。

後見人って何してくれるの？

NPO 法人埼玉成年後見センターいきいきネット
副代表理事 新井 宏

私は知的障害のあるAさん(55歳)の後見人です。Aさんは、ご両親はすでに亡く、ご兄弟とは疎遠で、ここ20年訪ねてくれる人もなく入所施設でくらしていました。きっかけは施設の責任者からの電話で、「Aさんの預金を預っていますが、施設ではもう難しくなったので後見人になってもらえないか」と依頼されたことでした。以来3年が経過しましたが、この間小遣いの補充、施設利用料の支払い、税の申告等を行いながら、Aさんの生活を見守ってきました。また、亡くなったお母さんの相続手続(疎遠の兄弟を探し遺産分割協議書作成、不動産登記)を行い、ごく最近では入所施設からグループホームへ住まいの場を移すことを施設の職員といっしょになって検討しています。もちろんこれはAさんの意思を十分に尊重しなければなりません、現実になりましたら、ホームとの契約を後見人である私がAさんの代わりに行うことになります。



このように生活していく上で様々な法的行為(預金管理、施設との契約、相続等)が発生しますが、例えば親であっても、成人となった我が子の法的行為を本人に代わって行うことは出来ません。知的障害のある人にとっては20歳をすぎたら後見人が必要です。後見人になるには特別な資格はありません。もちろんご両親でも大丈夫、ただ家庭裁判所の承認が必要だけです。一日も早く我が子のために後見制度を利用しましょう。あなたのお子さんはそれを望んでいるはずですから。

サポート協会 会員のみなさまへ

AIU 損害保険代理店 株式会社ジェイアイシー
山口 英倫



平素より生活サポート総合補償制度を通じ、会員様及び関係者の皆様には、ひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今年の秋に埼玉県某ラジオ局にて下記のような趣旨の投稿がございましたので紹介させていただきます。

『最近、知的障害者に対する誤解が生まれていると思います。私はもともと知的障害者が通う施設で働いておりました。彼らは様々な行為をわざとやっているのでは決してなく、紙面をにぎわすようなことを起こす確率は、わたしたちのそれと、なんら変わらないのです!』

この投稿を聞いた私は『さすが生活サポート総合補償制度の母体を作られた埼玉県!!』と思うのと同時に、この補償制度を通じて、少しでもお手伝いができることに誇りを感じました。

今年で「生活サポート総合補償制度」が発足して8年目になります。今後も、会員様の日常生活の中で抱える様々な危険を、総合的に補償するための制度として、より一層のお力添えができるよう努めてまいります。

保険請求のご相談・補償内容に関する
お問い合わせ・給付請求の送り先は

A I U損害保険代理店株式会社ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-11
新宿三井ビル2号館2階
TEL. 03-5321-3373

保険加入・変更・退会に関する
お問い合わせや書類の送り先は

一般社団法人
埼玉県知的障害児者生活サポート協会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-15-3
TEL. 048-824-9881

編集後記

埼玉県のサポート協会は、埼玉県手をつなぐ育成会の事務局内にあります。埼玉県育成会、NPO 法人埼玉成年後見センターいきいきネットそしてサポート協会、3つの団体が、一つ屋根の下5人のメンバーで日々の業務を行っています。会員のみなさん、日々の生活、将来のことで不安なことや悩んでいることはありませんか? 「三人よれば文殊の知恵!」3団体で少しでもみなさんのお役にたてるよう力をあわせてより一層努力してまいります。会員のみなさまのご意見・ご要望なども事務局までお寄せいただければ幸いです。